

# 一 哲 学 会 報

一橋大学哲学・社会思想学会会報 No. 31  
(「研究会便り」より通算第59号)

発行者 一橋大学哲学・社会思想学会  
発行所 一橋大学哲学・社会思想学会事務局 tel./fax 042-580-8644  
〒186-8601 国立市 中2-1 一橋大学社会思想共同研究室内  
Email: 1tetsu2019@googlegroups.com  
URL : [http://www.soc.hitu.ac.jp/~soc\\_thought/conference.htm](http://www.soc.hitu.ac.jp/~soc_thought/conference.htm)

## 第26回一橋大学哲学・社会思想学会

【日 時】 2019年12月7日(土) 13:30 開場

【場 所】 佐野書院 第2室小会議室

(大学通りを南へ直進、西キャンパスの角を右へ曲がる)

【タイム・テーブル】

<個人研究発表>

14:00~15:30

啓蒙黎明期の歴史研究—ニコラ・フレレの歴史擁護と宗教批判

高橋 駿仁 (本学社会学研究科)

司会 森村 敏己 (一橋大学教授)

15:40~16:40

カントと公的空間—趣味判断の多元主義の観点から

高木 駿 (一橋大学特任講師)

司会 井頭 昌彦 (一橋大学教授)

17:00~ 懇親会予定 (会費実費)

## 目次

|                   |   |
|-------------------|---|
| 第26回大会案内          | 1 |
| 第26回大会の発表要旨       |   |
| 高橋 駿仁             | 2 |
| 高木 駿              | 3 |
| 個人研究発表募集のご案内、総会報告 | 4 |

## 個人研究発表要旨

## 啓蒙黎明期の歴史研究——ニコラ・フレレの歴史擁護と宗教批判

高橋 駿仁（社会学研究科博士後期課程）

18世紀において、さまざまな学問が萌芽の形でその姿を現していた。フランス歴史学の始まりを19世紀のジュール・ミシュレに置く向きもあるが、啓蒙黎明期（17世紀末から18世紀前半のことを本発表ではこのように称する）のフランスにおいてすでに歴史学確立のために奮闘していた人物がいた。それが、碑文・文芸アカデミーの会員で終身書記も務めたニコラ・フレレ（Nicolas Fréret, 1688-1749）である。

ポール・アザールによって「ヨーロッパ精神の危機」と呼ばれたこの時期には、さまざまな価値観の顛倒が起こり、「歴史」にもそのような事態が生じた。この時期のフランスの知識人たちの歴史に対する態度はいくつかにわけられる。一つは、デカルトやデカルト派の知識人たちによる徹底的な歴史批判である。彼らは歴史を現実味のない空虚な語りとみなし、学問から排除しようとした。他方で、この時期には護教論的に歴史を擁護しようとする動きも見られた。聖書の記す物語もまた一つの歴史であり、それらもまとめて批判されてしまうことはキリスト教にとって不都合だった。そのような状況において、アントワーヌ・アルノーとピエール・ニコルによる、いわゆる『ポール＝ロワイヤル論理学』のように、歴史研究のための方法論を確立しようとする人々が現れ、さらにリシャール・シモンが『旧約聖書の批判的歴史』その他で示したように、聖書の歴史を正確に理解するためにそれを批判的に検討するものまで現れた。

このように、「歴史」が一方では学問として認められず、他方では神学の補助学問としての扱いを受けていた時代において、フレレがどのように歴史学の自治を目指していたのかを検討するのが本発表の主眼となる。分析の際にとくに注目するのは、フレレが残した大量の論文のうち、聖書の記す「聖なる歴史」についてのフレレの考えを読み取ることができるテキスト群である。フレレは宗教を歴史学の障害とみなしていた節があり、アカデミーで発表した文書では暗に批判し、地下文書においては明確に批判している。この種のテキストの読解を通して、フレレによる歴史学のための闘争について考える。

したがって、本発表ではまず、フレレ以前に「歴史」が置かれた状況を確認した後、フレレ自身が示す歴史研究の方法論を検討する。そしてその方法を用いて実際にフレレが歴史を分析するさまを、彼のテキストの中に見ていく。

個人研究発表要旨

## カントと公的空間 趣味判断の多元主義の観点から

高木 駿（一橋大学／慶應義塾大学）

古くはA・ボイムラーが示唆し、H・アレントが決定的にした通り、I・カントの『判断力批判』（1790）のうちには、社会的・政治的文脈が存在する。この文脈の発掘により、それまで、美学および目的論の著作として、あるいは、批判哲学を体系化する著作として見なされてきた『判断力批判』は、社会哲学および政治哲学の著作として再発見されるにいたった。『判断力批判』に見出された社会的・政治的文脈の要諦は、趣味判断そのものが公的性格を有し、そこから公的空間が形成されるという点に見出される。趣味判断の公的性格は、多くの解釈者によると、その判断が、次のように、私秘的な段階を脱却し、「エゴイズム」を克服するという事態にあるという。すなわち、趣味判断（美醜に関わるものに限られるが）は、私秘的根拠ではなく、あらゆる人に共通する根拠に基づく判断であり、一人の主観のうちに留められるものではない。この特徴からは、趣味判断が、あらゆる他者の存在および立場を考慮した判断であり、万人に対して一定の規範性を表すという特徴が導かれる。

ところで、ボイムラーや知念英行は、こうした「エゴイズムの克服」、つまり、あらゆる人に対して規範性を主張するという事態に、趣味判断と道徳判断の形式的な共通性を指摘し、趣味判断の公的性格を道徳判断のそれに類似するものとして理解した。他方、アレントは、「エゴイズムの克服」という事態のうちに、意見や主張の他者との「共同性」を、そして、その背後に「公開性」を見出し、趣味判断の公的性格を政治的なものとして理解した。

しかし、これらの解釈には、カント自身の趣味判断概念との多くの齟齬を指摘せざるをえない。例えば、前者の解釈によると、趣味判断は、特定の目的に規定されないにもかかわらず、道徳の原理に則した目的が規定されてしまう。また、後者の解釈は、エリート主義を帰結することになる。アレントは、「共同性」、そして「公開性」を可能とする原理として、「理性の公的使用」を挙げるが、この使用を為す者は、学者の身分にある者に限られる。すると、趣味判断を行う主体は非学者と学者とに区別され、なおかつ、より重要であるのは、学者ということになる。これは、趣味判断の公的性格が特定の判断主体に依存することを意味し、いわば趣味のエリートを生み出すことになる。しかし、カントの趣味判断は、認識ないし判断という行為を営むすべての人間に開かれており、そこに趣味のエリートが存在してはならないのである。

こうした問題を踏まえ、本稿は、「エゴイズムの克服」の再解釈を行い、趣味判断がいかなる点で「公的publike」（V 214）であるのかを明らかにする。そのために、本稿は、『判断力批判』において、趣味判断の「エゴイズム」の反対に位置づけられる「多元主義」に注目する。道徳や政治などの異なる観点を導入せずに、この趣味判断の多元主義的性格を理解することが重要となる。

## 個人研究発表募集のご案内

2019年11月27日

2020年夏大会の個人研究発表を下記の通り募集します。会員の皆様の日ごろの研究成果の発表の場として奮ってご応募ください。なお、2020年夏大会以降の学会活動のあり方について検討中です。

### 【募集内容】

第27回大会（2020年6月第1土曜予定）の個人研究発表

発表形態 90分型：発表時間45分、質疑応答時間45分

60分型：発表時間30分、質疑応答時間30分

いずれも、任意のテーマ。

募集人数 若干名（教員による査読あり）※査読について採択基準参照のこと。

募集期間 2020年1月15日（水）～ 2月11日（火）まで

応募資格 本学会会員に限る（哲学・社会思想ゼミ生は会員。詳細は会則参照のこと）。

### 【応募方法】

発表希望者は、下記の必要事項を「学会発表申込書」としてA4用紙に記入、募集期間内に学会事務局までご提出ください（メールでの応募可）。

1) 氏名・フリガナ

2) 所属研究科・学年・所属ゼミ（課程修了者は出身ゼミと現在の所属）

3) 発表タイトルと発表要旨（1200字以内）

4) 発表形態の希望（90分型、または、60分型）

発表希望者は、90分型または60分型かのいずれかを選択してご応募ください。

ただし、当日の時間配分の都合上、調整する場合があります。

5) 連絡先メールアドレス（メールを使用しない場合は、住所と電話番号）

### 【提出先】

メール送信先 phil6h.kaorun@r.hit-u.ac.jp（社会思想共同研究室）

郵送先 〒186-8601 国立市中2-1 一橋大学社会学部社会思想共同研究室気付け

一橋大学哲学・社会思想学会事務局あて

### 【採択基準】

主題が明確であること。また、背景説明によりその意義を示すこと。

主題に取り組む着眼点、アプローチを明確にすること。

何をどこまで議論するのかを明確に示すこと。

応募結果は遅くとも3月中にお知らせします。

### <総会報告>

2019年6月1日に開催された第13回総会において、会則が改正された。変更箇所は次の通りである。下線部が新。取り消し線部分は削除。

第7条（幹事会）第1項 幹事会は会員から組織され、教員、院生各数名で構成される。~~、および共同研究室助手を含む。~~

同 第2項 教員幹事の任期は2年とする。

第8条（事務局）第1項 事務局は、院生幹事と事務局員、~~および共同研究室助手によって構成される。~~